

## 一 般 質 問 通 告

(令和6年第2回つくば市議会定例会令和7年2月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
2/28 (金)	1	25番議員 木村修寿
	2	13番議員 川久保皆実
	3	5番議員 樋口裕大
	4	9番議員 篠内幸代
	5	7番議員 梅沢尊信
	6	17番議員 山中真弓
	7	21番議員 神谷大蔵
3/3 (月)	8	28番議員 塩田尚
	9	3番議員 田代優
	10	24番議員 木村清隆
	11	8番議員 青木真矢
	12	16番議員 あさのえくこ
	13	19番議員 高野文男
	14	6番議員 伊藤文弥
3/4 (火)	15	1番議員 川田青星
	16	2番議員 榊原アリーゼ
	17	4番議員 市原琢己
	18	15番議員 中村重雄
	19	26番議員 塚本洋二
	20	18番議員 小森谷さやか
	21	12番議員 小村政文
3/5 (水)	22	11番議員 酒井泉



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 4 日  
午前 8 時 30 分 受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和7年2月4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 木村修寿

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 TX 沿線の公益施設について	茨城県とつくば市が協議して確保している公益施設用地について、お伺いいたします。	市長 担当部長
2 国民健康保険について	自営業者や農業等に従事する方やその家族を対象とした医療保険制度です。 以下についてお伺いいたします。  (1) 被保険者数について (2) 国民健康保険資格見直しの取組について (3) 保険税収納率向上の取組について (4) レセプト点検の取組について (5) 求償事務（第三者行為）の取組について (6) 保健事業の取組について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 4 日  
午前 8 時 30 分 受付  
(通告書 6 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 4 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 子育て世帯訪問支援事業について	令和 5 年 12 月 定例会の一般質問において、千代田区・品川区・浜松市における先進事例を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業として、産後の家事支援を強化していくことを提案したところ、「子育て世帯訪問支援事業については、改めて国の通知や他自治体の事例等を確認しながら、令和 6 年度中に対象者をはじめとした事業内容を検討いたします。」との答弁を得ました。 そこで、当該検討の進捗状況を伺います。	市長 担当部長
2 公立幼稚園の在り方について	(1) 公立幼稚園の在り方の検討状況について 令和 6 年 3 月 定例会の一般質問において、公立幼稚園の課題に対する中長期的な対策について質問したところ、「中長期的な対策については、幼稚園の統廃合を含め、計画的な 3 歳児保育の実施や預かり保育の拡充、保護者のニーズに合わせた幼稚園の在り方を、令和 6 年度に実施する適正配置計画の見直しに合わせて検討します。」との答弁を得ました。 そこで、当該検討の進捗状況を伺います。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(2) 教育委員会とこども部等の関係部署との協議について</p> <p>令和6年3月定例会の一般質問において、公立幼稚園の人的資源及び物的資源の有効活用について考えるに当たり、地域子育て相談機関の整備、幼保連携型認定こども園の創設、及びこども誰でも通園制度の実施などを含めて、教育委員会とこども部などの関係部署が連携して検討する必要性について教育長に質問したところ、「市立幼稚園も含めた関係機関の人的資源及び物的資源を総合的に把握した上で、それらの活用について協議する必要があると考えておりました。よって、教育委員会と庁内の関係部署の連携というのは必要であると考えております。」との答弁を得ました。</p> <p>また、当該連携を実現するためには、教育委員会とこども部などの関係部署が集まり、情報共有や意見交換をする場を設けることが重要ではないかと市長に質問したところ、「議員御指摘のような場を設定することは、非常に重要だと考えております。」「令和6年度早々から協議を開始したいと考えております。」との答弁を得ました。</p> <p>そこで、令和6年度における当該協議の実施状況及び協議内容を伺います。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 幼児2人同乗用自転車購入費補助事業について	<p>令和6年9月定例会議の一般質問において、松戸市の先進事例を踏まえ、つくば市の幼児2人同乗用自転車購入費補助事業の補助対象の課題を指摘し質問したところ、「幼児2人同乗用自転車購入費補助事業の課題意識については、幼児用座席が1つだけ取り付けられた幼児2人同乗基準適合車を購入する保護者も多いと考えられ、2人目の子供が生まれた後に当該自転車に2つ目の幼児用座席を取り付けた場合は補助事業の対象とならないことは、課題として認識しています。他自治体の事例を参考にしつつ、実際の利用状況を考慮し、今年度中に制度の見直しについて検討します。」との答弁を得ました。</p> <p>そこで、当該検討の進捗状況を伺います。</p>	市長 担当部長
4 市営公園における遊具等の整備について	<p>(1) 遊具の設置指針の策定について</p> <p>令和5年6月定例会の一般質問において、つくばエクスプレス沿線地域の市営公園は、市内の他地域と比べて遊具の多様性に欠けることを指摘した上で、遊具の設置についての基準を作ることを提案したところ、令和5年度中に検討に着手する旨の答弁を得ました。その後、令和6年3月定例会の一般質問では、「今年度中に遊具の設置指針を策定し、令和6年度から設置指針を基に、順次、新たな遊具の設置を進めていきます。」との答弁を得ました。さらに、令和6年9月定例会議の一般質問において、遊具の設置指針の策定がまだ完了していないことを踏まえ、いつまでに策定する予定かを質問したところ、「今年度内に策定を目指しております。」との答弁を得ました。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>5 障がい者に対する合理的配慮の提供について</p>	<p>これらを踏まえ、遊具の設置指針の策定の進捗状況を伺います。</p> <p>(2) バスケットゴールの設置について</p> <p>令和6年9月定例会議の一般質問において、米国の事例を踏まえ、市営公園の一部のテニスコートにバスケットゴールを併設し、バスケットボールの練習も可能にする仕組みについての実現可能性を質問したところ、「テニスコートの利用状況を確認の上、テニスコート利用者や公園利用者及び市内体育館等のバスケットボール利用者に対しアンケート調査を実施するとともに、他自治体の事例等も調査し、今年度内に実現の可否を検討します。」との答弁を得ました。</p> <p>そこで、当該検討の進捗状況を伺います。</p> <p>令和6年6月定例会議の一般質問において、市主催イベントにおける障がい者に対する合理的配慮の提供に関して、①次年度の市主催イベントの開催予定を踏まえて、合理的配慮を提供するために必要な予算を適切に確保するための予算計上の在り方について検討すること、②つくば市ホームページ及びつくスマにおける各イベントの詳細ページに提供可能な合理的配慮の一覧を掲載するほか、広報つくばのイベント情報欄においても各イベントで提供可能な合理的配慮をアイコン等で分かりやすく明記するなどして、障がいのある方が予め配慮の内容を容易に把握できるようにすること、③合理的配慮の必要性についてイベント申込時に適切に把握できるようにするため、オンラインや紙、FAX等でのイベント申込みフォームにおいて、合理的配慮の希望の有無や、希望す</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>6 粗大ごみの有料戸別収集の処理料金の支払方法について</p>	<p>る場合の具体的な内容について記入できる項目を設けるなど、配慮の申出がしやすい様式を使用することを提案し、市の見解を伺いました。</p> <p>その結果、①については令和7年度の予算確保の時期までに庁内各部署とイベントなどでの合理的配慮に係る予算計上について協議していく、②については令和6年内に関係部署と協議し検討していく、③については令和6年内に関係部署と協議し職員に周知していくとの答弁を得ました。</p> <p>そこで、①～③についての対応状況を伺います。</p> <p>現在、つくば市で粗大ごみの有料戸別収集を利用する際には、粗大ごみ受付センターに電話予約又は市ホームページでインターネット予約をした上で、粗大ごみ処理券をコンビニエンスストア等で購入し、当該処理券を粗大ごみに貼って収集日に指定場所に排出する必要があります。</p> <p>上記手順のうち、粗大ごみ処理券をコンビニエンスストア等で購入する必要があるという点に関して、他の複数の自治体では、インターネットで粗大ごみ収集の申込みをする際に、処理料金をクレジットカードやPayPay等でオンライン決済できるようにしています。</p> <p>つくば市デジタル・ガバメント推進方針では、方針の柱の一つとして「デジタルを基本とした行政サービス」が掲げられ、そのための取組の一つとして「行政手続のオンライン化」が示されていることを踏まえ、粗大ごみの有料戸別収集の処理料金の支払方法について次の点</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>を伺います。</p> <p>(1) インターネット予約時のオンライン決済を導入することの意義及び必要性</p> <p>(2) つくば市におけるオンライン決済の導入可能性</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和7年2月4日  
午前8時30分受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和7年 2月 4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質問事項	要旨	答弁者
1 家庭ごみの減量に向けた対策について	(1) 家庭ごみ減量に向けた取組について (2) 今後の減量目標について	市長 担当部長
2 焼却灰の最終処分場について	(1) 焼却灰の現状について (2) 市内での最終処分場の選定先について (3) 目標とする新設時期について (4) 新設にかかる費用と年間コストについて	市長 担当部長
3 つくスマについて	(1) つくスマの登録者数について (2) つくスマの市民の登録率について (3) つくスマの年間運用コストについて	市長 担当部長
4 複合機能を持った図書館の新設について	(1) 現在の検討状況について	市長 教育長 担当部長
5 市内の中学生が高校受験時につくば市内を選択した場合の不足数について	(1) 市内全ての中学生が、つくば市内の高校を希望した場合の不足数について (2) 遠方に通学する市内在住の学生たちの支援について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
6 小学校の登校班について	(1) 各学校における登校班の有無について (2) 子供たちの安全確保について	市長 教育長 担当部長
7 小学校の開校時間について (小1の壁について)	(1) 現在の各小学校の開校時間（教室に入れる時間）は何時か。また、それは全ての学校で統一されているのか、それとも各学校によって違うのか、違う場合各学校で何時からなのか。 (2) 共働きの家庭では、小学校に進学すると、保育園や幼稚園の時よりも子供を預かってもらえる時間が短くなるため、保護者の勤務時間を調整する必要がある。このような問題は“小1の壁”と言われ、どうしても時間を調整できない家庭では、どちらかの保護者が時短勤務に変更したり、退職することを余儀なくされる場合もある。 そのような問題を解消すべく、早い時間に出勤する共働き家庭のニーズに合わせ、子供たちが朝7時に登校できる取組を始める自治体も出てきた。この取組について市の考えは。	市長 教育長 担当部長
8 市長の公約にあるみどりの地区への郵便局の誘致について	(1) 今までの進捗具合について (2) 具体的な誘致候補先について (3) 目標とする誘致時期について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



## 一般質問発言通告書

令和7年2月4日  
午前9時25分受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和7年2月4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

篠内 幸代

質問事項	要旨	答弁者
1 公園点検と遊具選定について	<p>TX沿線を中心に子育て世帯の転入が増えており、また、つくば市で老後を過ごしたいシニア世代の転入も増えています。</p> <p>子どもを育む遊び場としての公園、世代を問わず、地域交流が活発になる居場所としての公園づくりがますます必要になると考えます。</p> <p>以下、魅力あふれる公園をつくるため、現状と課題、今後の取組について伺います。</p> <p>(1) 公園内遊具の設備点検と、実施後の修繕について</p> <p>(2) 新設遊具の選定方法について</p> <p>(3) 固定されている箱形ブランコの撤去計画について</p> <p>(4) 健康遊具の設置計画について</p>	市長 担当部長
2 学校サポーター事業について	<p>教員の業務負担の改善、児童生徒への十分な関わりのためにも、学校サポーターの役割は重要と考えます。以下、学校サポーターの現状と課題について伺います。</p> <p>(1) 配置状況と採用条件</p> <p>(2) 小学校、中学校での業務内容</p> <p>(3) 学校間での情報共有など、学校サポーターの活用推進の方法について</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 居住地校交流について	<p>特別支援学校に在籍している児童生徒は、居住地の市立小中学校で、年に3回を限度に交流を希望することができます。学校は違っても、その地域に共に暮らす同世代の子ども達が交流を図ることはインクルーシブ教育を目指す上で、とても重要であると考えます。</p> <p>以下、現状と課題、今後の取組について伺います。</p> <p>(1) つくば市立小中学校での居住地校交流の受入れの現状</p> <p>(2) 受入側の教育効果と課題</p> <p>(3) つくば市が考える交流学习の意義と目的</p>	市長 教育長 担当部長
4 認知症について	<p>令和6年12月、厚生労働省から認知症施策推進基本計画が発表されました。新たな基本計画案では認知症に誰しもがなり得ることを前提として、認知症になってからも住み慣れた地域で希望を持って生きることができるとする「新しい認知症観」の下、共生社会の実現を目指しています。</p> <p>今後、国の計画に基づき、地域の実情に合った市町村計画を作成することが努力義務となっていますが、つくば市における認知症の人々とその家族を支援する取組について、以下伺います。</p> <p>(1) 「認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）」の普及、活用の現状</p> <p>(2) 認知症の当事者が集う「本人ミーティング」、介護する家族の「家族ミーティング」の実施状況と課題</p> <p>(3) 認知症のケア技法「ユマニチュード」の普及、推進の取組について</p> <p>(4) 「認知症お困りごとメール相談」の設置に至る経緯と現状</p> <p>(5) 認知症に対する理解増進のための学校教育での取組について</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和7年2月4日  
午前9時40分受付  
(通告書2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和7年2月4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質問事項	要旨	答弁者
1 高齢者のゴミ出し支援について	<p>高齢化に伴い、ゴミ出し困難な高齢者の方々が増えているとの声を多数頂いております。つくば市としては、この問題に対し、令和3年度から協議を重ね、アンケート調査やタスクフォースチームによる現地調査を行いながら、支援に向けて検討を重ねてきましたが、現状と今後の取組について伺います。</p> <p>また、つくば市内のスタートアップ企業が開発した追尾型のロボットを使って、ゴミ出しを支援するという実験を令和5年12月から行いましたが、この実証実験の結果とその後の関連する実証実験の取組について伺います。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 市内小中学校における学級運営が困難なクラスに対するつくば市の対応について</p>	<p>市内小中学校における学級運営が困難なクラスに対するつくば市の対応について 児童生徒の健やかな成長は何よりも喜ばしいことですが、市内の小中学校の中には、様々なことから学級の運営が困難になっているケースがあるとの声も伺います。このような場合、担任の先生だけに任せるのではなく、学校全体で問題を的確に捉えて、適切に対応していくことが必要であり、更には教育局による支援も重要であると考えます。つくば市の考えや現状と課題、対応について伺います。</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>
<p>3 つくば市の入札制度について</p>	<p>入札制度は、何よりも「公平性・公正性・透明性」を高めながら、より時代に即した見直しや改善を行うことが必要ではないかと考えます。つくば市においても、様々な観点から改善が行われてきましたが、これまでに行ってきた取組と今後の改善に向けての考えについて、以下伺います。</p> <p>(1) これまでに行ってきたつくば市の入札制度改善の方針と内容</p> <p>(2) 今後の入札制度改善に向けての考え</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 4 日  
午前 9 時 44 分 受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 4 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 高齢者及び障がい者の移動手段について	(1) つくタクの運行について ア 運賃値上げに関するアンケートの取り方と設問について イ アンケートの結果 ウ 現在の予約システムと、AI オンデマンドシステムの違いについて (2) つくタク利用者の約 9 割が高齢者となっているが、つくタクが値上げになった場合に、現利用者の利用控えを招き、通院や気軽な外出の抑制につながると考えられる。その対策として、市として考えている対応策 (3) 高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業について ア 現時点での執行率及び執行額 イ 利用者からの意見	市長 担当部長
2 市長の海外視察について	五十嵐市長就任後、毎年行っている海外視察等の出張の行先と目的及び日数と費用	市長 担当部長
3 児童館土日開放実証事業について	(1) 児童館土日開放実証事業を行っている目的 (2) 利用者数とその年代 (3) 今後の予定	市長 担当部長
4 下水道事業について	(1) 下水道管路の点検調査は、どのように行ってきたのか (2) 自治体として、独立採算制または市民の負担軽減のどちらを優先するのか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 4日  
午前 10時 12分 受付  
(通告書 1枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 4日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 神谷 大蔵

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 観光振興について	(1) 茨城デスティネーションキャンペーン・アフターデスティネーションキャンペーンで得られた効果について伺います。 (2) 令和7年度茨城県の予算編成等に対する要望の進捗状況について伺います。 (3) 筑波山秋の行楽シーズンの状況について伺います。	市長 担当部長
2 道の駅基本構想の策定について	道の駅整備に向けた今後の取組について伺います。	市長 担当部長
3 河川敷を利用したスポーツ施設について	桜川河川敷のスポーツ施設整備について伺います。	市長 担当部長
4 鳥獣被害対策について	鳥獣被害防止対策協議会発足後の取組について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和7年 2月 4日  
午前 10時 58分 受付  
(通告書 / 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 発達障害児への市の支援体制について	文部科学省の調査によると、発達障害の可能性のある小中学生は全国で8.8%とのことです。クラスに2人ないし3人が在席することになります。市が進めている具体的な支援体制について伺います。	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和7年2月4日

午前11時50分 受付

(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 田代 優

質問事項	要 旨	答弁者
1 災害時の避難所について	<p>日本は、災害大国と言われており、毎年のように自然災害が発生し、多くの方が避難を余儀なくされております。そのような中で、特に、乳児を連れての避難は、不安や心配があると聞きます。</p> <p>避難所運営ガイドラインには“避難所における良好な生活環境の確保”が記載され、こども家庭庁防災業務計画には育児用品の確保が明記されており、哺乳瓶、ミルク、ポットと並び、ベビーベットもその対象です。</p> <p>避難所では、乳児や子供たちが他の避難された方に迷惑がかからないように、あやしたり、寝かしつけることとなりますが、ベッドがないがゆえに、あやしなから、一晩中抱っこをしている家族もいるそうです。</p> <p>子を持つ親が少しでも避難所の不安を解消できるよう、段ボールベビーコットが必要だと考えますが、つくば市の避難所への導入について、市の見解をお伺いします。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答弁者
2 LINE を活用したスマホ市役所について	<p>つくば市では、新型コロナウイルスワクチンの配備以降、LINE 公式アカウントを取得して運用しており、現在では約 4.6 万人の登録者数があります。対してつくば市公式アプリのつくスマ（以下「つくスマ」という。）は約 2.2 万人しかいません。</p> <p>他の自治体では、LINE 公式アカウントを活用して市民への情報発信だけでなく、アンケートを取ったり、市民の声を収集したり、意見を市長が必ず毎月閲覧する機能や、行政手続きの予約まで可能としております。特にひたちなか市では、市内業者との連携を図り、割引クーポンを発行するなど官民が連携する取組もしているそうです。</p> <p>しかし、つくば市では LINE 公式アカウントの活用が十分とは言えず、また 2023 年 10 月で配信も止まっており、情報発信の手段としてもつくスマと LINE 公式アカウントが分かれているため、市民にとって分かりにくい面があるのではないのでしょうか。</p> <p>以下の点について伺います。</p> <p>(1) つくば市がつくスマと LINE 公式アカウントを並行して運用している理由とそれぞれの役割分担について</p> <p>(2) 既に 4 万人以上の登録者数があった LINE 公式アカウントがあるにもかかわらず、税金を使いつくスマを作成した理由と、いままでにかかった初期費用と保守費用と、2024 年に機能を拡張した、市長の退職金アンケートにかかった費用をお聞かせください。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要 旨	答弁者
	<p>(3) LINE 公式アカウントの県内自治体との登録者数比較では、水戸市が約 27%、ひたちなか市が約 20%、古河市が約 31%、龍ヶ崎市は約 52%となっております。つくば市は約 18%、つくスマは約 8%しかおらず、なぜ登録者数も少なく、運用費用と保守費用が多額にかかるつくスマに情報を集約する必要があるのか見解と分析、登録者数の見通しをお聞きします。また 2025 年度の登録者数の目標と、新規登録者数の増加に対する施策をお聞きします。</p> <p>(4) 他の自治体のように、LINE 公式アカウントの有料の拡張機能を採用し、つくスマより登録者数で 2 万人以上の開きがある LINE 公式アカウントで市民の意見収集や行政サービス案内など積極的に行う考えはあるか。</p> <p>(5) 複雑化している情報発信手段をなぜ一本化しないのか。つくスマより登録者数も多く、他自治体で実績の多い LINE 公式アカウントを中心とした発信に切り替えることを検討できないか。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 4 日  
午後 3 時 50 分 受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 4 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 **木村 清隆**

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 市民の口腔衛生健康管理について	口腔の健康状態は、全身の健康状態と密接な関連があるといわれております。そのため、口腔の健康状態を維持・改善するため、市民に対する健康管理責任として、口腔衛生指導・対応について市の Plan (計画) → Do (実行) → Check (確認) → Act (改善) サイクルによる取組の詳細を伺います。  (1) 妊産婦に対して (2) 乳児から小学校就学前の子供に対して (3) 小中学校児童生徒に対して 小学校口腔衛生推進事業のフッ化物洗口に関して、教職員の実務についても詳細に伺う。 (4) 高齢者に対して (5) (1)～(4)以外の市民に対して	市長 教育長 担当部長
2 学校・生涯学習で書道・算盤等の取組について	学校・生涯学習で書道・算盤等の取組について、以下伺います。 (1) 小中学校の授業における書道・算盤等、日本文化的な取組について (2) 生涯学習における取組について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和7年2月4日  
午後3時59分受付  
(通告書3枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和7年2月4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 青木真矢

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市の農業と食育に関して	<p>(1) つくば市は農業分野において、茨城県全体と比べて、農業経営体数の減少、経営耕地面積の減少の問題が深刻な状況です。こうした問題を解決するためには、担い手を増やすことが急務となります。特に、市外から新たに農業を始めようとつくば市に移住する方が今後も増えていくことが非常に重要です。</p> <p>そこで、認定新規就農者に関して、以下を伺います。</p> <p>ア ここ数年の認定新規就農者の推移について</p> <p>イ 認定新規就農者の年齢の内訳について</p> <p>ウ 市外の方が新規就農する際の課題について</p> <p>(2) つくば市において新たに農業を始めていただく上で、稼げるということは重要なポイントです。茨城県も稼げる農業に力を入れる中で有機農業について取り上げています。全国的には、有機農業の農地面積の割合は、約0.6%で、さらにその中でも、農林水産省が許</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>可している肥料や農薬のみを使用して作った有機野菜に対する認定である、有機JAS認証を取得している割合は半分ほどです。</p> <p>つくば市においても、今後有機農業に関する取組の強化が求められると考えます。そこで、以下を伺います。</p> <p>ア つくば市における有機農業の現状の割合について</p> <p>イ つくば市の有機農業の中で有機JAS認証を取得している割合について</p> <p>(3) つくば市は、給食センターでの給食の調理が行われており、学校ごとの給食単位での地産地消の取組は難しいものと思われます。また、給食センターでの給食に地域の食材を取り入れる場合も、供給の安定性などの面に困難があり、様々な課題もあると考えられます。</p> <p>しかし、つくば市の素晴らしい農産物を小中学生が給食で食べることで、地域にどのような特産物があり、どのような農業事業者がいるのかを知ることは重要な機会です。</p> <p>そこで、地産地消を含めた食育を推進するために、以下を伺います。</p> <p>ア 学校給食の地産地消の現状について</p> <p>イ 学校給食でつくば市産の食材を使うことの難しさについて</p> <p>ウ 農家と子供たちが交流する機会の創出に関し、現状の取組について</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 筑波大学スポーツ部とつくば市の連携に関して	<p>筑波大学は様々な分野において活躍する大学生が多いです。中でもスポーツ系の部活に関しては目を見張るものがあり、在学生・卒業生ともに国内外で活躍しています。このことを考えますと大学スポーツはつくば市が誇る魅力の一つといえます。</p> <p>しかし、筑波大学スポーツ部と地域、市民との接点は少なく、なかなか魅力をいかしきれていない現状があります。筑波大学スポーツ部がつくば市の魅力としての位置付けを得て、地域内での交流を深めることは、大学生の活躍の場が増えるだけでなく、市民の多くが地域に目を向けるきっかけになると思われまます。</p> <p>そこで、以下を伺います。</p> <p>(1) 筑波大学とつくば市のスポーツに関する連携の現状について</p> <p>(2) 筑波大学の部活単位でのつくば市との連携について</p> <p>(3) 筑波大学スポーツ部のつくば市での位置付けについて</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 6日  
午前 10時 34分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 6日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市における図書館計画について	<p>6つの町村が合併したつくば市は旧町村時代からの公共施設が点在する一方、合併後に大きく変貌を遂げたTX沿線地域には施設の不足が指摘されています。図書館も例外ではなく、結果として人口25万人を超える都市としては十分な蔵書がない、また機能が十分ではない、との指摘が市民からなされています。</p> <p>これを受け、2020年にはつくば市図書館懇話会からの提言が出され、また、つくば市議会からは2023年度に図書館機能の充実、早急な新しい図書館の建設を提言しました。</p> <p>市長の公約ロードマップNo. 84、85では新たな図書館の整備検討及び中央図書館のリノベーションが掲載されていますが、これらの公約実現に当たっては分室のレベルアップも含め、市民にとって分かりやすく、納得できる計画が必要だと考え、以下伺います。</p> <p>(1) つくば市内の図書のある公共施設の概要</p> <p>ア 中央図書館とオンラインで結ばれている施設の種類、所在、蔵書数</p> <p>イ オンラインで結ばれていないが公共施設として利用できる施設</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 外国につながる子供たちへのプレスクール及びプレクラス設置に向けて</p>	<p>(2) つくば市におけるこれまでの図書館の在り方についての検討の経緯</p> <p>(3) 2020年のつくば市図書館懇話会提言書の位置付け</p> <p>ア つくば市の上位計画にどのように書かれているか</p> <p>イ つくば市図書館懇話会提言書にある各事業について</p> <p>(ア) 既に具体的に進んでいる事業</p> <p>(イ) 検討中の事業</p> <p>ウ 図書館運営上の指標と評価について</p> <p>つくば市には多くの国から様々な目的で来日する方がおり、学齢期の子供を帯同する方も多くいます。年間通して来日する子供がおり、多くの学校現場は常時「日本語ゼロベース」の子供の対応に追われています。来日した子がまず入って日本語及び日本の学校文化について学ぶ施設、いわゆるプレスクール、プレクラスの設置が必要です。2023年12月定例会で提案したところであり、市長の公約ロードマップNo. 30に掲載されていますが、少しペースを上げていただく必要があると考え、以下伺います。</p> <p>(1) 外国籍または、帰国した学齢期の子供へのつくば市の転入時における就学への誘導の手順</p> <p>(2) (1)の子供たちに日本語支援が必要かどうかを決定する手順</p> <p>(3) 日本語支援が必要な子供がいる学校と日本語教室、日本語支援員の派遣状況</p> <p>(4) 現場から挙げられている課題（特別支援教育との関わりも含む）</p> <p>(5) プレクラスの設置に向けた検討状況</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 6日  
午前10時44分 受付  
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 6日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 高野 文 男

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 森林バンク制度の今後について	<p>令和6年度からの主な事業の一つでもある「森林バンク制度」の意見交換会が令和7年1月24日に開催され、つくば市の新しい森林保全制度の概要が発表されるとともに多くの意見や質問がありましたが、下記について伺います。</p> <p>(1) 森林を利用したい人や団体と森林所有者のマッチングの時期について</p> <p>(2) 里山林整備推進事業で整備された森林の中で、この制度で利用をされない森林の所有者への配慮等について</p>	市 長 担当部長
2 つくば市防犯カメラ設置事業補助金について	<p>昨今、闇バイトを始めとする強盗や詐欺行為が全国的に急増し、つくば市においても多発しています。</p> <p>特に高齢者を狙った詐欺事件は後を絶たず、かなりの大金が詐取されている現状にあり、犯人逮捕にはなかなか至っておりません。また、最も恐ろしいのは夜中の強盗であり、一歩間違えれば殺害されてしまうケースもあります。そこで、住民に安心安全な環境を提供するには防犯カメラの設置が最善策の一つだと考えますが、下記について伺います。</p>	市 長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(1) 2024年度(2025年1月現在)の防犯カメラ設置補助申請数 (2) つくば市防犯カメラ設置事業補助金の拡充について	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 6日  
午前 10時 50分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 6日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

伊藤 文弥

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 誰もが自分らしく生きるまちの実現に向けた障害のある人たちの地域生活の充実について	<p>つくば市障害者プランでは、「障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会」を基本理念として掲げ、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加の重要性も明記しています。</p> <p>しかし、障害福祉に関するアンケート調査では、地域生活における経済的負担の軽減を求める声が全ての障害種別で最も高い割合を示し、また外出や余暇活動においても様々な課題が指摘されており、移動支援事業等の各種支援制度の利用も低調な状況にあります。</p> <p>今後、より多くの障害のある人たちが地域での自立した生活を望む中、経済的負担の軽減や余暇活動の充実など、地域生活全体の質の向上が求められています。障害のある人たちが自分らしく地域で暮らし続けられる環境づくりに向けて、以下の点について伺います。</p> <p>(1) 障害者プランに基づく余暇支援の現状について ア アンケート調査で明らかになった具体</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>的なニーズと対応状況</p> <p>イ 各種支援制度の利用が低調な要因</p> <p>ウ 障害者スポーツや文化活動への参加支援の実施状況</p> <p>エ 障害者スポーツを支えるサポーターの養成状況</p> <p>(2) グループホームの利用状況と経済的支援について</p> <p>ア 現在のグループホーム定員充足状況と利用希望の実態</p> <p>イ アンケート調査で示された経済的負担の軽減とグループホーム充実への要望について、市としての受け止めと対応方針</p> <p>ウ 他自治体における家賃補助制度の実施状況に対する市としての見解</p> <p>(3) 地域生活支援の充実に向けた今後の取組について</p> <p>ア 地域生活における経済的負担の軽減に向けた具体的な施策について</p> <p>イ 外出・余暇活動支援の充実に向けた対策</p> <p>ウ 健康維持・増進に向けた具体的な取組</p> <p>エ 情報発信の改善策</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 6日  
午前11時1分受付  
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 6日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川田 青星

質問事項	要旨	答弁者
1 災害への対策について	<p>2023年6月につくば市内で発生した水害から1年半、能登半島の地震から1年が経過しました。災害時には自宅周辺の状況により、避難所での生活を余儀なくされることもあります。災害発生後、迅速な避難所開設や適切な運営ができるよう、あらかじめ避難所運営の指針を定めておかねばなりません。また、日頃からいざという時に備え、防災の意識を高めることも重要です。そこでつくば市が取り組むべき災害への対策について以下伺います。</p> <p>(1) 避難所の運営について ア 災害発生時の流れ イ 避難所運営マニュアルの策定状況</p> <p>(2) 避難訓練の実施状況</p> <p>(3) 災害時における市民への情報伝達手段</p>	市長 担当部長
2 遊休農地の解消について	<p>高齢化や後継者不足の影響により作物が栽培されない遊休農地が全国で問題となっています。現在策定中の第3次つくば市農業基本計画でも農業を取巻く環境として遊休農地の増加が挙げられています。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>つくば市の魅力あふれる農業を守るため、これまでの取組を振り返るとともに、現状の課題と今後の方針について以下伺います。</p> <p>(1) グリーンバンクの成果 (2) 遊休農地解消の課題と対策</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 6 日  
午前 11 時 3 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 榊原 アリーゼ

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 交通網の改善について	市内の交通渋滞等の課題を解決するためには交通環境の改善が必要と考えます。その一環としての、公共交通網の効率化と利便性向上を図るための具体的な施策について、以下伺います。 (1) 市内公共交通の現状評価 (2) 具体的な施策 (3) 今後の改善策	市長 担当部長
2 医療、福祉サービスの拡充について	市民の健康と福祉の向上を目指しサービスを強化することについて、以下伺います。 (1) 医療、福祉サービスの実施状況とその結果 (2) サービスの向上が医療費増加や高齢者の負担につながっている可能性について	市長 担当部長
3 市内防犯設備の増設について	中心市街地から離れた地域や農村部における防犯設備（防犯灯、防犯カメラ等）の強化とその効果について、以下伺います。 (1) 各地域における防犯設備の整備状況 (2) 防犯設備の効果測定	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>4 市内公共施設への喫煙所設置について</p>	<p>喫煙者と非喫煙者の共存を促進するための喫煙所設置について、以下伺います。</p> <p>(1) 市内公共施設の喫煙所の設置状況</p> <p>(2) 喫煙所設置に関する施策の実施状況とその影響</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 6日  
午後 0時 59分 受付  
(通告書 / 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 6日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 市原 琢己

質問事項	要旨	答弁者
1 県道の整備に対する市の関わり及び市道について	県道の整備に対する市の関わり及び市道の整備について、以下伺います (1) 除草について (2) 街灯、防犯灯の整備について (3) 道路崩落を防ぐための点検について	市長 担当部長
2 市の医療体制について	市の医療体制について、以下伺います (1) 働き方改革の影響について (2) 年末年始の医療体制について (3) つくば市休日夜間小児デジタル急患センターについて (4) 夜間診療所について	市長 担当部長
3 上郷高校跡地の利用、陸上競技場、その他の市内運動施設について	上郷高校跡地の利用、陸上競技場、その他の市内の運動施設について伺います	市長 担当部長
4 市の市債について	つくば市の市債について伺います	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和7年2月6日  
午後1時40分受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和7年2月6日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 中村重雄

質問事項	要旨	答弁者
1 企業誘致の取組について	現在、つくば市は人口増加傾向にあるが、つくばエクスプレスを利用してつくば市以外で仕事をされている方が多いようである。今後のまちづくりにおいて、企業誘致は市の発展には不可欠であると考え。以下伺う。 (1) 現在の企業誘致の取組について (2) 企業誘致における国や県との連携の重要性についての市の考え	市長 担当部長
2 道路行政について	国道354号は、特に朝夕の時間帯での渋滞が激しく、早急にバイパスの整備を求める声が届いている。現状について以下伺う。 (1) 進捗状況 (2) 未事業化区間の事業化について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 6 日  
午後 1 時 49 分 受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 6 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塚本 洋二

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 公有地利活用について	春日消防本部跡地の活用について、現在の状況と今後の考えを伺います。	市長 担当部長
2 スポーツ施設について	流星台スケートボードパークについて以下伺います。 (1) 利用状況について (2) 利用者からの意見や要望等について (3) 施設の増設について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 6 日  
午後 1 時 55 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 6 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 愛護動物（犬猫）に係る施策について	<p>茨城県が公表している数字によると、笠間の動物指導センターに収容された犬猫の市町村別受入頭数は、犬・猫ともに本市が上位に位置しています。収容された犬猫の殺処分をゼロにするため、私財を投げうって保護活動をしてきているのは保護団体やボランティアの個人の方々です。今回、他市の取組と比較したところ、つくば市としてやらねばならないことがあると考えました。そこで以下について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 飼い主のいる犬猫に対する取組</li><li>(2) 飼い主のいない犬猫に対する取組</li><li>(3) 動物愛護施策における課題</li><li>(4) 動物愛護協議会の設置について</li></ul>	市長 担当部長
2 産前産後の支援について	<p>2024年の日本人の出生数が初めて70万人を割る見通しであることが報道されています。人口が急増した第2次ベビーブーム（1971年～1974年）直前の1970年と2024年の見込み数を比べると、出生数は約193万人から約69万人へと、半世紀で65%も減り、国の予測よりも急激に少子化が進んでいます。こうした子供の数の減少と核家族化により、身近に妊婦がいたり赤ちゃんと接したりする機会は圧倒的に少なくなりました。夫婦の間に</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>子供が産まれるまで小さい子供と関わるという経験が少ない、あるいは全くない人は増えており、妊娠・出産という人生の大きな変化に対し喜びだけでなく、戸惑いや不安を持つことはごく自然のことで、行政による産前産後の支援が必要とされています。</p> <p>つくば市では、若い世帯の流入が多いおかげで、この10年間の出生数は横ばいのようです。様々な施策が展開されているところですが、それぞれ状況を確認します。</p> <p>(1) 出産・子育て応援給付金事業の伴走型相談支援の概要とその効果  (2) 産後ケア事業の利用状況とその効果  (3) ホームスタート事業の利用状況とその効果  (4) 乳児家庭教育学級（つくひな）の実施状況</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 7 年 2 月 6 日  
午後 2 時 42 分 受 付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 小村 政文

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 挨拶啓発について	<p>2025年1月25日に開催された議会カフェにて、「4年後のつくば市は全ての子供も大人も幸せな街に！」をテーマとして話し合ったチームのアイデアで、市民にできること、アイデアとしてほかの参加者から最も良いと評価されたのは「擦れ違う人と挨拶する」というアイデアでした。</p> <p>この結果に伴い、つくば市の挨拶啓発について伺います。</p> <p>(1) 子供への挨拶啓発の取組に対する市の見解 ア 公立保育所、幼稚園、こども園での乳幼児への啓発 イ 小学校、中学校での生徒への啓発 ウ 児童館等の公共施設での啓発</p> <p>(2) 市民への挨拶啓発の取組に対する市の見解 ア 教職員、コミュニティスクール関係者への啓発 イ 地域交流センター等の公共施設での啓発</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 7年 2月 6日  
午後 3 時 12 分 受 付  
(通告書 10 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 2月 6日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 酒井泉

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 高エネ研南側用地の一括売却について	<p>[要旨] 市民の財産を民間事業者売却する場合は、市民の代表である市議会での議論が必要です。特に市街地のまとまった公共用地は、将来の都市経営に重要な役割を果たす可能性があります。理をつくした慎重な議論が必要です。</p> <p>[五十嵐市長の12月議会答弁] ①高エネ研南側用地は、UR都市機構との交渉を行った。 ②外部委員のみによる公正な審査を経て適切に事業者を選定し、土地売買契約を締結した。 ③売却を白紙に戻す考えはない。</p> <p>質問1. UR都市機構との交渉議事録を提示しない理由を説明してください。</p> <p>質問2. プロポーザル審査でグッドマンジャパンを選んだ審査内容と、グッドマンジャパンとの契約書が墨塗で非公開です。市長が公正だと言っている外部委員は、選定の責任者ではありません。選定の責任者はつくば市です。公開しない理由を説明してください。</p>	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市の組織改革について	<p>質問3. グッドマンジャパンが建設する約束の防災施設は、土地売却代金の現物払いです。仕様書を決めるための交渉経過を公開しない理由を説明してください。</p> <p>質問4. 「高エネ研南用地は土地開発公社のモノであって市（市民）のモノではない」と言うのは、市民無視の暴論ではありませんか？その根拠をお示しください。</p> <p>質問5. 得るものに対して失うものが大き過ぎると考えますが、市の見解をお示しください。</p> <p>[要旨] つくば市は管理職の削減による組織の適正化が必要です</p> <p>[五十嵐市長の12月議会答弁] ①人件費、管理職数については、各市の実情に合わせて支給配置されている。 ②つくば市も組織として迅速で柔軟な意思決定ができる体制を取っている。</p> <p>事実確認1. 「意思決定のため」の組織の最小単位の人数は何人が適切か（チーム理論） 1 人の人間が一般的に管理できるとされている人数とは、様々な研究から、概ね5～8人、最大でも10人程度だと言われています。 2 人以下の少ない人数の議論では偏った結論になり易く、その一方で、仕事のチームが10人を超えると急激にパフォーマンスが下がるという研究結果もあります（J.リチャード・ハックマン）。 議論をして結論を出す場合でも、2人では多角的な検討が出来ずに偏った結論になり易く、一般</p>	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>的に、見落としの無い結論を出すには最低でも3人以上の議論が必要とされています(3人寄れば文殊の知恵)。最低5人は必要という意見もあります。それは5人いても、1人は傍観し、1人は寝ているから、最低3人の議論を確保するために5人が必要だという現実論です。また、組織の最小単位を5人にすると協調行動を促しやすいという研究結果もあるそうです。</p> <p>コミュニケーションの研究分野でも、1人がきちんと関わりをもてる人数は4人までだと言われています。日本の歴史においても、豊臣秀吉は治安維持のために下級武士や農民に「五人組」を組ませたそうです。</p> <p>近年、アマゾンのCEOのジェフ・ベゾス氏は「2枚のピザ理論(チームの最適な人数は2枚のピザを分け合える程度(5~8人)である)」を提唱しているそうです。</p> <p>以上の様々な研究結果から、多くの会社や組織では、5人前後を最小の単位の「係」とし、その上に「課」、「部」などを配置するピラミッド型の人事組織を採用しています。</p> <p><b>事実確認2. つくば市の組織の最小単位(係)の人数は3人以下です。</b></p> <p>ちなみに、</p> <p>1人の管理職の配下に5人の職員の場合、係長級以上の比率は25%です。</p> <p>1人の管理職の配下に4人の職員の場合、係長級以上の比率は32%です。</p> <p>1人の管理職の配下に3人の職員の場合、係長級以上の比率は48%です。</p> <p>つくば市の場合、情報の共有の範囲は係ごとに分かれていますので、意思決定の最小単位は「係」になります。つくば市の係長級(4級)以上の比率は53%ですから、つくば市の組織の最小単位(係)の人数は3人以下です。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 特別職の退職金問題について</p>	<p><b>事実確認3. つくば市は組織として迅速で柔軟な意思決定ができる体制ではありません</b></p> <p>つくば市の場合は、「意思決定のため」の組織の最小単位の人数が少なすぎて適切な意思決定が出来ない状態です。</p> <p>さらに、部長、次長、課長、課長補佐、係長と、階層が多過ぎて、迅速な意思決定は困難な体制です。</p> <p><b>質問 管理職の削減による組織の適正化が必要と考えますが、市の見解を御提示ください。</b></p> <p>係長以上の市の職員は管理職で組織としての意思決定が役目ですから、市民と直接接する職員は、係長以下の職員です。ところが組織が細分化され過ぎていて、組織の最小単位（係）の人数が少な過ぎます。</p> <p>今後、市民のために迅速で柔軟な意思決定を行なうには、組織の最小単位（係）の人数を適正化するために、管理職の削減が必要です。</p> <p><b>[要旨]</b></p> <p>特別職の退職金について制度改革が必要です。</p> <p><b>[五十嵐市長の12月議会答弁]</b></p> <p>退職金については、1期目、2期目の際に寄せられた様々な御意見、課題等を踏まえ、今後検討をしていく。</p> <p><b>事実確認1. まずは一期目の公約を守ることが先ではないですか？</b></p> <p>「4年の任期で高額の退職金を手にするのは市長の特権であるから、これを廃止する」というのが一期目の公約のはずです。市長の退職金を廃止して、その分を市の財政に還元するには、退職金の制度改革が必要です。</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>4 タウンミーティングについて</p>	<p>「様々なご意見、課題等を踏まえ、今後検討をしていく」のは、公約を守ってからの話です。</p> <p>事実確認2. 「退職金辞退」は公約ではなく、市民の負担も軽減されません。        条例で市長の最終月の給与を1円として、退職金を22円にしても、市民には何の利益もありません。市町村事務組合が、減額した分の退職金をつくば市に還元しないからです。</p> <p>事実確認3. 二期目に行った市長退職金のインターネット投票は税金の無駄遣いで、市民には有害無益な施策です。        インターネット投票によって市長の退職金を減額しても、市町村事務組合は、「減額してもつくば市には還さない」と言っているのですから、五十嵐市長の選挙用のパフォーマンスに過ぎません。現職市長の選挙パフォーマンスに、市民の税金を使うことは、本来許されないことです。</p> <p>質問 今後「市長（特別職も）特権の退職金」を改革するには、一期目と二期目については、条例を遡って廃案にして、つくば市民である五十嵐市長は正当な額の退職金を事務組合から受け取り、退任後につくば市に寄付をする以外にありません。また、三期目については、制度改革（事務組合からの脱会）を行って、市長だけでなく特別職の退職金を廃止すべきと考えますが、市長の見解を御提示ください。</p> <p>[要旨]        民主主義の行政は、行政の職員と市民が情報を共有し対等な議論を行なうことが前提です。「会える市長」がキャッチフレーズのタウンミーティングは、市役所職員と市民のコミュニケーション</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>を前提におこなってください。</p> <p>[五十嵐市長の12月議会答弁]</p> <p>①タウンミーティングは8年間で50回以上開催し、市民との対話を通じて、課題解決や政策形成に役立っています。</p> <p>②市民と共創する市役所を掲げ、市民の声を聞き、組織の変革を進めながら、前向きな政策を実現していきます。</p> <p>事実確認1. 市長への直訴では問題解決はできません。</p> <p>①タウンミーティングは、年に6回行われていますが、その中のどれか1回しか参加できず（市民には年に1回だけの機会しかない）、1人1問1答、1項目の制限があります。</p> <p>②民主主義の社会では、当事者間の議論によって問題を解決するのがルールですが、制限された議論（言論環境）の下では、問題の解決はできません。</p> <p>③市長への直訴で問題が解決したとしたら、それまでの担当課との話し合いが十分でなかったか、担当職員に著しく問題解決能力が無かったかの、いずれかです。</p> <p>事実確認2. タウンミーティングで言論制限をしなければならないのは、市長への直訴に市民が殺到し、参加者が多すぎるからです。</p> <p>①直訴の理由の多くは、担当課と話しているだけでは埒が明かないというものですが、中には担当課には何も話さずに直訴する市民もいます。</p> <p>②市職員と市民間のコミュニケーションが十分であれば、市長への直訴は不要になり、タウンミーティングには来る市民は減少します。この方</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要旨	答弁者
<p>5 市報とかかわら版について</p>	<p>が市政は健全です。</p> <p>質問 タウンミーティングで市民の直訴を受ける前に、市職員と市民が情報を共有し対等な議論ができるように、以下について市職員を指導するのが市長の役目と考えますが、市長の見解を御提示ください。</p> <p>(1)タウンミーティングで市長に直訴しようとする市民には、その前に担当の市職員に相談すること。</p> <p>(2)市民が直訴した案件については、後日担当課が市民との丁寧な議論に応じるように、市長が担当課に指示を徹底すること。</p> <p>[要旨]</p> <p>市の広報紙である市報とかかわら版を使って、議会で審議中の案件を広報する際には、公的なメディアとしての公平性と中立性が必要です。市報とかかわら版の情報の公平性と中立性を確保するために、「第三者による審査機関」を設置する必要があります。</p> <p>[五十嵐市長の12月議会答弁]</p> <p>①「広報つくば」と「かわら版」は、市政情報を正確かつ分かりやすく伝える重要媒体である。</p> <p>②市民の意見や議会の意見を反映し、公平・中立な姿勢を保って制作をしているので、第三者審査機関の設置は不要と考える。</p> <p>事実確認1. 決定した施策を伝える</p> <p>市の広報は、議会の審議を経て決定された施策を市民に分かり易く伝えることを旨とすべきです。</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p><b>事実確認2. 決定前の情報提供は公平性と中立性が必須</b>            決定する以前に情報を提供して市民の意見を聞くことも重要な場合がありますが、その場合は提供する情報の公平性と中立性が必要です。執行部に都合のよいデータ（情報）だけを選んで、広報することは禁忌（つまり絶対にやってはならないこと）です。</p> <p><b>事実確認3. 公平性と中立性を確保には第三者審査機関の設置が必要</b>            どんなに公平無私な市長であっても、人事権を握られている職員からは絶対的な権力者であり、担当する職員の忖度によって発信する情報が歪められる恐れがあります。            現在、かわら版では五十嵐市長と思しきマンガのキャラクターを使って施策の説明を行っていますが、これは市長の指示によるものとは思えません。            第三者による審査機関があれば、担当職員も過度の忖度から解放されて、情報メディアとしての良心と信念に基づいた広報が可能になります。</p> <p><b>質問1. 市の広報は、議会の審議を経て決定された施策を市民に分かり易く伝えることを旨とすべきですが、決定前に市民に事実を伝えて市民同士が議論をすることにも賛成です。しかし、公平性と中立性を確保するために第三者審査機関の設置が必須と考えますが、市の見解を御提示ください。</b></p> <p><b>質問2. 市報は、随意契約で選定した業者によって、全戸に配布されています。ところが、市報と同じ配布ルートを使って商業チラシが配布されているのに、議員や市民の意見広告を配布する</b></p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>6 都市計画道路妻木金田線について</p>	<p>ことはできません。これが業者独自の方針であるならば、このような反市民的な業者との契約に、市民の税金を使うことは止めて別な配布手段を考えるべきと考えますが、市の見解を御提示ください。</p> <p>[要旨]            主要な都市計画道路の整備を8年間も放置した妻木金田線西側(870メートル)は、早期開通以外に解決策はありません。早期に開通させるには、複数の案件を同時並行で進める必要があります。</p> <p>[五十嵐市長の12月議会答弁]            ①都市計画道路妻木金田線は、令和3年度から懇談会や戸別訪問を重ね、測量調査に着手した。            ②調査成果を基に説明資料を作成し、関係者と合意形成を進める。</p> <p>事実確認1. これまでの遅れ(放置)の理由(原因)に対する疑問            ①本当に地元の反対が理由(原因)だったのか、一部の人の反対ではなかったのか? 一部に人の反対があれば建設できないと言うのであれば、都市計画を取り下げて(変更して)やめるべきだという意見も地元では起き始めている。            ②都市計画道路の整備の優先順位に問題はなかったのか?            ③市役所トップの問題意識と意思決定に問題はなかったのか?</p> <p>質問 測量踏査以外に同時並行で進めるべきことは以下の4項目と考えますが、市の見解を御提示ください。</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>①測量事業はこのまま進める。</p> <p>②地権者に対する買収条件（補償内容）の交渉を始める。</p> <p>（1）具体的な今後のスケジュール （2）具体的な補償の内容（残地補償、代替地）</p> <p>③地元集落への環境対策を話し合うことを始める。</p> <p>④土盛り工事に早期着手する。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。